

Title	専門職論争の遺したもの：制度の中の司書と論の中の専門職(京都大学生涯教育学講座シニアキャンパス実施記念号)
Author(s)	薬師院, はるみ
Citation	京都大学生涯教育学・図書館情報学研究 (2005), 4: 253-264
Issue Date	2005-03-31
URL	http://hdl.handle.net/2433/43872
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

専門職論争の遺したもの：制度の中の司書と論の中の専門職

薬師院 はるみ

The Wake of the Disputes on Librarianship as a Profession:
Substance of Librarian and Form of Professional

Harumi YAKUSHIIN

はじめに

本稿は、2004年6月12日、「図書館員のプロフェッション」というテーマのもと、京都市国際交流会館にて開催された京都ワンディーセミナー（大学図書館問題研究会京都支部主催・京都大学大学院教育学研究科図書館情報学研究室共催）において行った講演の概要である。ここでは、日本の図書館界において司書の専門職化を阻んでいる要因について理論的に探求することを試みた。具体的には、まず、講演の前半部において、これまで展開されてきた司書をめぐる専門職論を振り返り、その特徴について確認するとともに、注目すべき点を指摘した。次に、後半部では、専門職論に関する基礎的研究、中でも、準専門職の問題を、司書という文脈に沿って、専門職化の追求とは異なる観点から理論的に再検討することを試みた。準専門職の専門職化を阻んでいるのは、属する組織内における階統的管理体制が、その準専門職の自律性の確保を妨げていることにあるといわれている。けれども、少なくとも司書の場合、その自律性の確保と階統的管理体制とは必ずしも矛盾するものではない。むしろ問題は、そもそも図書館が、自律的な官僚的組織として形成されていないことにある。すなわち、司書を中心とする自律的な専門職組織の構築が、図書館を包括する全体機構の力学によって阻まれていることこそが問題であることを指摘したのである。

なお、本講演の理論的枠組みは、『図書館界』56巻1号に掲載の「専門職論と司書職制度：準専門職から情報専門職まで」に基づいている。

1 司書をめぐる専門職論：繰り返される議論とその特徴

日本の図書館界では、これまで、図書館専門職制度の確立を目指して、さまざまな運動が展開されてきた。司書職制度や、司書の専門性に関するおびただしい数の研究も発表されてきた。そして、文献的に調査した結果、そうした議論は少なくとも60年代のはじめ頃から存在し、今日に至るまで途切れることなく続いている¹⁾。すなわち、日本の図書館界では、司書の問題に関して、専門性や専門職、あるいは専門職制度といった言葉を用いた議論が、長年にわたって反復され続けているのである。

ところで、そうした議論、つまり、司書をめぐる専門職論を扱った文献を眺めると、注目すべき点はいくつか存在する。まず、それらの中には、少なくとも執筆された時点において、司

書は専門職だと断定しているものや、専門職としての司書職制度が確立しているとみなしているものは存在しない。そうではなく、ほとんどのものは、司書の専門職化を進めたいとは思っているものの、具体的な行動指針がもてないといった認識の下に書かれているのである。次に、それらの議論では、専門職や専門性などの言葉が頻繁に用いられているのだが、これらの言葉が意味するものは、文献によって必ずしも同じではない。つまり、これらの言葉に対して、各論者が少しずつ異なった、換言すれば、自らの主張に都合の良い意味を込めて語ってきたというのが実情である。加えて、司書の専門性とは何かということに関してさえ、館界全体で通用するような共通見解は存在しなかったのである。

これらの事実を考慮すると、司書をめぐる専門職論とは、司書職制度確立のための議論であると同時に、専門職や専門性といった言葉の意味を探るための議論でもあったということができよう。すなわち、専門職とは何か、専門職の要件とは如何なるものか、そして、それらの要件のうち、司書に欠けているものは何か、さらには、司書の専門性とは何か、といった問題を探るための議論であったともいうことができるのである。

2 司書の専門性を探る試み

では、司書職制度を確立したり司書の専門性を探る試みとして、具体的にはどのようなことが行われてきたのだろうか。議論を始めるにあたり、主な出来事について簡単に整理し、確認しておくことにする。

まず、大学図書館の世界では、1957年10月の第4次全国国立大学図書館長会議において、近畿地区大学図書館協議会により、『司書職の確立について』という報告が提出された。また、翌1958年の第5次会議でも引き続いて研究報告が提出されるなど、この研究は、数年間の間、近畿地区を中心に継続されている。ところが、1964年5月、司書職制度に関する特別委員会という全国的な委員会が設置される。そして、この委員会を前身とする司書職制度調査研究班を中心に、1968年には大学図書館の業務分析が発表され、その3年後には司書職制度案に対する一応の成案が提出されるなど、大学図書館における司書職制度確立のための基礎的研究が全国規模で行われていくことになるのである²⁾。

次に、公立図書館を中心とする世界でも、60年代の半ば頃より、司書の専門性を探るための試みが活発化する。例えば、1966年の図書館雑誌では、「図書館員とは何か」と題した、1年にわたる連載特集が組まれている³⁾。また、同年に開始された全国図書館大会・図書館員の問題研究部会でも、第1回、そして第2回目の討議より、図書館員の専門性を明らかにすべきだとの意見が出されていたとの記録が残されている⁴⁾。なお、同研究部会では、4回目の討議、つまり、1969年より、「専門職制度の確立を旨とし司書の専門性の究明をテーマに据え」⁵⁾るようになり、翌1970年1月には、この研究部会の要請で、日本図書館協会内の常設委員会として、図書館員の問題調査研究委員会が設けられている。そして、それ以降、この委員会を中心に、「図書館員の専門性を明らかにし……専門職制度確立のために調査研究をする」⁶⁾ことを目的とした活動が行われてゆくことになるのである。

図書館員の問題調査研究委員会では、およそ4年間にわたり、図書館員の専門性を究明する

ための検討が重ねられた。その間、中間報告が3回実施され、それらはいずれも、『図書館雑誌』で発表された⁷⁾。また、こうした動きと呼応するように、この時期には、その他の図書館関係の雑誌にも、司書の専門性について論じた記事が数多く掲載されている。そして、同委員会は、発足4年目にあたる1974年3月、ついに、「図書館員の専門性とは何か」についての最終報告を発表したのである⁸⁾。

この最終報告では、当時の図書館員がおかれていた状況が十分に考慮され、その上で、あるべき姿や必要とされる専門性について記されている。具体的には、図書館員が備えるべき専門性の要件として、利用者を知ること、資料を知ること、そして、利用者と資料を結びつけること、の3点が掲げられ、それぞれには、言葉を選び、真摯に考え抜いた結果であることが推察される解説が付されている。つまり、ここに書かれた内容自体に異論を唱えるべき要因はあまり見当たらないのである。

それにもかかわらず、司書の専門性をさぐるための議論は、その後も決して収まることはなかった。のみならず、この報告に書かれているのは、「要件であって専門性そのものではない⁹⁾」との見解さえ提出された。この最終報告が館界に広まらなかった、あるいは、無視されたというのではない。逆に、最終報告発表後には、司書の専門性を探るための議論のほとんどがこの報告に言及している。しかしながら、この最終報告は、司書の専門性追及の深層にある動機、つまり、専門職制度を確立するための基盤にはなりえなかった。換言すれば、そこで掲げられた3要件は、いずれも、専門職制度確立を訴えるための根拠としては、いささか説得力に欠けるものであった。そのため、司書の専門性を探るための議論は、最終報告が出された後も決して収まることはなく、それどころか、ますます盛んになっていったと考えられるのである。

3 社会学的な〈専門職〉概念の導入

ところで、先述のように、司書をめぐる専門職論の中では、そもそも専門職とは何か、何をもって専門職というのか、といった問題が論じられることも多かった。というのも、司書の専門職化を進めるには、その前提として、専門職なるものの定義が明らかにされている必要があるからである。そのため、司書の専門性を探るための議論と並行して、専門職の要件や特徴を検討するための議論も提起された。そして、この過程で、司書の専門職論の中に、医師や弁護士など古典的ないしは伝統的専門職を理念型とする社会学的な専門職概念が導入されていったのである。

たしかに、論者のすべてが、司書の目指すべき専門職の模範を、社会学が追求してきた専門職像に求めているというわけではない。中には、社会学的な専門職論を詳細に検討することもなく、さらには、ほとんど無視する形で論じているようなものも数多く存在する。それでも、司書をめぐる専門職論の中で、医師や弁護士などの職業について触れている例は、あまりにも多い。すなわち、ここで注目すべきことは、図書館界において専門職という言葉が用いられる際には、しばしば医者や弁護士などの古典的専門職が連想されてきたということなのがある¹⁰⁾。

しかしながら、いわゆる社会学的な意味での専門職と、司書が専門職という言葉を用いて目指しているもの、あるいは、目指すべきものとは根本的な次元において、大きな隔たりが存在

する。のみならず、司書をめぐる専門職論の中に、社会学的な専門職の概念を持ち込むことについては、大きな問題も存在する。そこで次に、その問題について検討する。

4 社会学導入の問題点

第一の問題は、司書をはじめ専門職化を遂げていない職業が、古典的専門職を理念型とする専門職像を念頭に専門職化を進めた場合、結局は、一種の循環論法に陥ってしまうことである。すなわち、専門職という言葉を用い続ける限り、この言葉が既存の専門職概念を想起させ、その結果、議論は、その概念が規定する枠組の中に納まらざるを得なくなる。一方、この枠組の範囲内で組み立てられる理論は、いわゆる既成専門職を中心とするいくつかの職業を確立された専門職として判断することはあっても、その他多くの職業に対して同じ判断を下すことはあり得ない。

第二の問題は、そもそも、社会学における専門職論は、そのほとんどが、特定の職業が専門職化するための方法論を追求したものではないということである。従って、専門職論を検討することで一般論としての専門職の概念や特性について理解することはできても、司書の個別事情を考慮した現実的な解決策を得るなど不可能だということになる。

専門職化を目指すにあたり、何も社会学などの基礎的研究を意識する必要などないとの意見も存在しよう。実際、ハンクスらは、そうした発想の下、社会学の伝統的モデルに拘束されない司書がめざすべき新たなモデルを考え、それを提唱しているのである¹¹⁾。しかしながら、議論はそれほど単純ではない。というのも、そもそも、専門職と定義されるには、その定義を生み出した社会的、理論的条件の枠内でしかありえず、また、社会学等の基礎的研究では、多くの場合、そうした条件の解明を目指してきたからである。要するに、専門職問題を考えるには、いわゆる専門職論を検討せざるを得ない。けれども、その検討結果を基盤に具体的な方針を立てようとする、一種の循環論法に陥ってしまう。ところが、専門職論を無視してその枠外で新たなモデルを提唱することも難しいということになってしまうのである。

そこで、以下では、専門職論に関する基礎的研究を、司書という文脈に沿って、新たな視点からもう一度検討し直すことを試みる。専門職化を妨げる要因を、専門職化の追求とは異なる観点から理論的に再検討してみようというわけである。具体的には、アメリカにおける司書の専門職研究の中で、日本でも比較的頻繁に引用されてきたものを中心に考察することから開始する。その上で、準専門職の問題に焦点を当てる。というのも、専門職論の中では、司書は専門職にはなれないもののそれに極めて近い存在、すなわち、準専門職であるといわれることも多かったからである。なぜ、司書は準専門職であるといわれたのか、準専門職と専門職とを隔てる要因は何かといった問題について考察し、この考察を通じて、司書の専門職化を妨げている要因について探ってみようと思う。

5 準専門職という概念を可能にした条件

1951年、バトラーは、司書が専門職であるとの認識は単なる「感情的な信念」¹²⁾に過ぎないと主張した。なるほど、当時のアメリカ図書館界には専門職団体も存在し、大学での教育も実

施されていた。つまり、司書は、職業を専門職とみなすための判断基準とされるものを、すでにいくつか満たしていたということになる。それでも、バトラーによれば、それらは、単に専門職の外面的な形式だけを内実が伴わないまま模倣しているにすぎないというのである。

それから10年を経た1961年、グードも司書の専門職性について論じ、それを完全に否定した。グードによれば、ある職業が専門職なら、第一に、抽象的な知識体系に基づいた長期にわたる特殊な訓練が行われており、第二に、団体志向ないしは奉仕志向が見られるという。そして、当時の司書には、これらの2要件が全くみられないというのである¹³⁾。

ところで、バトラーが図書館関係者であるのに対してグードは社会学者であり、そういう意味において、両者の立場は全く異なる。また、これら2文献には、書かれた時期についても10年の開きが存在する。それでも、これらには少なくとも2つの共通点がみられる。第一に、司書は専門職化していないと判断していること、そして、第二に、社会学的な、換言すれば、伝統的な既成専門職を理念型として創り出した専門職の要件を、その判断基準に用いているということである。そして、これらの文献、とくにグードによる論考は、その後における司書の専門職論の中で頻繁に参照されることになる。

バトラーやグードの見解が、アメリカ図書館界において全面的な支持を得たというのではない。例えば1961年、エニスも、バトラーの見解に対して異論を唱えている。ただし、それは、バトラーの結論に対してではなく、その結論を導き出すに至った思考様式に対しての異論にすぎない。すなわち、バトラーのように専門職か否かの二分法で考えるのは誤りであり、専門職化への道を段階的なものとして捉えようというのである。のみならず、この主張もまた、当時の社会学における専門職論の論調に沿ったものだと考えることが可能なのである¹⁴⁾。

あるいは、1977年、ノースも、十数年前にグードによって下された結論が、まだ有効であるかどうかを再調査すべき時にきているとの考えの下、当時の司書に関して、グードが提示した2要件を用いての再検討を試みている。しかしながら、司書の専門職性に変化は見られず、グードによる判断は、この時点でも有効であるとの結論に達しているのである¹⁵⁾。

いずれにせよ、米国でも、司書の専門職性について論じる際には、社会学的な準拠枠を用いることが通常であったこと、そして、その結果、司書の専門職性が否定される傾向にあったことだけは確かだといえるであろう。しかも、こうした論調は、しばしば日本にも紹介され、日本の図書館界における司書の専門職論に対しても、少なからぬ影響を与えてきたのである。

ただし、このとき、司書という職業は、専門職ではないものの、実は、すでに専門職という範疇に近い地点に位置しているとの認識が存在していたこともまた事実である。つまり、司書と古典的専門職との距離は、それほど大きいものではなく、むしろ両者は、きわどく隣接しているものの、何か超え難い障壁によって隔てられていると認識されていた。そして、この認識が、司書を準専門職という言葉を用いて論じる契機として働いたのだとも考えられるのである。そこで、次に、準専門職の問題に焦点を当て、準専門職と専門職とを隔てる要因の追求を通じて、司書の専門職化を妨げている要因とされているものについて、今一度検討してみようと思う。

6 準専門職としての図書館員

準専門職の問題を考えるにあたっては、エツィオニの編集による『準専門職とその組織』という論文集が参考になろう。この論文集の序文において、エツィオニは、準専門職を、専門職に比べると、専門の知識体系が乏しく、訓練期間も短く、また、身分についてもあまり正当化されていないような職業として定義している¹⁶⁾。ただし、書名にもあるように、準専門職は、組織への所属が職業を成立させる上での前提となっているものが多く、実際に、その組織に注目することが、準専門職に関する問題を追求する上での鍵になると考えられている。また、ここに収録された論文中では、準専門職の典型として、看護師や学校教師、ソーシャルワーカー、そして司書が頻繁にとりあげられている。

例えば、この論文集の中で、シンプソンらも、準専門職の例として上述の4つの職業を挙げ、それらがもつ特徴の1つとして、官僚的な傾向が強くみられることを指摘している。つまり、準専門職は組織に所属していることが多く、そのため、その職場では、専門職に比べると組織特有の官僚的傾向が強く見られるというわけである。具体的には、業務上の自治を欠いていること、あるいは、特に高い地位に就くにつれ、その職業固有の業務よりも経営管理的な業務により多くのエネルギーを費やす傾向にあるといった現象がみられることなどが指摘されている¹⁷⁾。

あるいは、バンデイとワッセルマンや、グウィナップも、司書という職業が、周辺の職業、ないしは、準専門職であるとの評価を下しているのだが、その一原因として、司書が官僚的体制化におかれていることを指摘している。すなわち、図書館業務は、専門職としての抱負や責任とは対立するような官僚的傾向に左右されることが多く、その結果、司書は、専門職として重視すべきことと、被雇用者として要求されるものとの間の葛藤にしばしば直面することになるというわけである¹⁸⁾。

ところで、従来、専門職論を研究する社会学者たちの間でも、官僚制の原理は専門職のそれとは対極に位置するものとして捉えられる傾向にあった。というのも、独立自営が可能であることが、伝統的専門職の一特性として、しばしば指摘されてきたからである。すなわち、独立自営が可能で、言い換えれば、部外者から口を挟まれることなく自分たちの専門的知識にのみ基づいて行動することが望まれるような専門職のあり方と、組織体に属することを前提とし、規則による職務配分や階級制を特徴とする官僚制のあり方とは、本来、真っ向から対立するものだというわけである。要するに、組織的に業務が遂行されていること、しかも、その組織が官僚主義的な体制におかれていることは、司書のみならず準専門職とされる職業の専門職化を阻んでいる要因として頻繁に指摘されてきたものの一つであった。そして、司書についても、その専門職化を進めるには、なによりも、図書館という組織における官僚的傾向を取り除くべきであると主張されることが多かったのである。

しかしながら、こうした理論には、いくつかの疑問点も存在する。というのも、第一に、現在では多くの職業が、しかも、従来から専門職だとされてきた職業の多くが、すでに何らかの組織体に雇用されている。しかも、この傾向はますます強くなりそうな様相を示している。つまり、現代社会においては、独立自営の専門職というモデルは、もはや、現実にはそぐわないと

も考えられるからである。また、組織なるものは、その定義上、何らかの階統的管理体制の下で運営されるものであり、そうであるなら、その構成員も、その階統的管理体制から完全に逃れることは不可能だということになる。それにもかかわらず、組織に属しながらも専門職であり続けている職業が現に存在するという事実を考慮すれば、問題は、組織に属しているか否か、ということだけではないことということになろう。それでは、いったい何が問題なのか。そこで、次に、この問題について探ってみようと思う。

7 専門職対官僚制

専門職の原理と、官僚制の原理との間の対立、及びそれらの関係について考えるにあたっては、組織に雇用されている専門職の問題について考察した諸論考が参考になる。というのも、専門職と官僚制とが異なる原理に基づくものであるとするならば、専門職が何らかの組織に雇用されているような場合には、それらの互いに異なる原理に起因して、専門職とその組織ないしは雇用者との間に何らかの葛藤がみられると考えられるからである。ここでは、そうした考えの下で書かれた論考の代表例として、スコットやホールによるものを取り上げるが、これらの論考で注目すべきは、両者とも、組織体に属するすべての専門職がその専門職性を大きく否定される傾向にあると考えているわけではないことである。

こうした観点から、スコットは、専門職組織には、自律的専門職組織と他律的専門職組織の2つのタイプが存在すると主張している¹⁹⁾。また、ホールも、組織に属する専門職は、その自律性の度合いから、自律的専門職組織と他律的専門職組織、そして何らかの組織の専門職部門に属するものの3類型に分けることができるとの考えを示している²⁰⁾。そして、両者とも、仮に専門職が組織に雇用されているにしても、その組織が自律的専門職組織であるなら、そこで見られる官僚的傾向はごくわずかであり、その結果、組織に属しつつも専門職性を維持することができているとの帰結に達しているのである。ということは、司書をはじめ準専門職の専門職化を阻んでいるのは、組織に属していること自体ではなく、その組織のあり方が他律的であるということなのだろうか。また、そうであるなら、自律的専門職組織では、なぜ、専門職の自律性を損なうことがないのだろうか。

そこで、次に、この問題について、ベンソンやクラークの研究を参照しながら考えてみることにする。これらの研究によると、官僚制と専門職性とは互いに相容れないものであるとは限らず、むしろ相互補完的な働きをすることもあるのだという。つまり、組織において、専門技術を用いた業務が実施される時、特にその技術が専門的で高度なものである場合には、専門職的権限が必要とされるのであるが、一方、専門職と共同して働く人々や、人々と組織におけるその他の要素との調節を行うためには、官僚的権限が不可欠になるというわけである。いずれにせよ、重要なのは、その官僚的権限が行使されるときに、専門職がいかに自律性を保てるかという点にある²¹⁾。

ところが、図書館の場合、事態はそれほど単純ではない。例えば、リンチは、図書館で官僚制が否定的に捉えられることに疑問を投げかけている。リンチによれば、図書館業務は、目録作業や資料の受入・整理業務等に代表されるように、ほとんどのものが管理体制下で実行され

た方が、効率的で確実なサービス提供を実施することができるということである。つまり、この考え方に従えば、司書の場合、組織における階統的管理体制を通じた方が、むしろ本来の専門業務を円滑に、かつ効果的に遂行できるということになる²³⁾。また、ハードも、ほとんどの図書館では官僚的な組織構造が採用されていることを指摘しているのだが、ここでも、こうした事態が否定的に捉えられてはいない。逆に、組織構造や管理ないしは運営に関する問題など組織に関する理論を図書館学の中にもっと積極的に取り入れていくべきことが主張されているのである²³⁾。あるいは、ディビスのように、専門職の原理と官僚制の原理を、単に対立するものとして見なすような従来の考え方には、修正を加える必要があるとの見解が提出されることもある。すなわち、現在では、安定した活動の場を確保するために、専門職の方が組織という枠組や官僚制を利用していることもあるのではないかというわけである²⁴⁾。

以上のような諸見解は、一見、互いに不整合をきたしているかのよう思われるかもしれない。しかしながら、少なくとも司書の場合、その自律性の確保と階統的管理体制とが必ずしも矛盾するものではないとの見解自体は、おそらく肯定しうるであろう。というのも、先の指摘にもあるとおり、図書館業務の多くは、司書集団を中心とする図書館職員が組織的に取り組んだ方が、専門的業務を確実に実施できると考えられている以上、問題は、司書集団が階統的に組織されているという点に存するのではないということになるからである。むしろ、司書を中心とする自律的な専門職組織の構築が、図書館を包括する全体機構の管理体制によって阻まれていると見なす方が、よほど事態の真相に近いと思われる。さらに言えば、図書館の場合、業務の効率性の追及は、必ずしも司書の専門職性の向上に直結するわけではない。だが、図書館を組織という観点から論じた研究の大部分は、図書館における有効な組織体制のあり方を追求するための研究であって、専門的職員の確保や司書の専門職制度の確立に結びつくわけではないのである。

いずれにせよ、このような事態を論じるためには、具体的な次元における現実を検証しておく必要がある。そこで、最後に、『大学図書館の業務分析』と『司書職制度を成立させるための要件』を参考にしながら、今一度、分析の視点を日本における具体的事例に戻してみることにする。

8 自律性を阻む真要因

先述のように、日本の大学図書館界では、今からおよそ40年前、図書館における業務分析が実施された²⁵⁾。その結果、図書館における専門的業務と非専門的業務とが列挙されることになるのだが、その目的は、単にそれらの業務の明示だけにあったわけではない。そうではなく、この分析結果をもとに、専門職としての司書職制度を実現することが、その最終的な目的とされていたのである。実際、この業務分析発表後、それを踏まえて職階制を成立させるべく司書官制度案が作成されるなど、司書職制度実現に向けてのより具体的な取り組みが実施されている。

しかしながら、周知の通り、この取り組みは実現せず、また、大庭によれば、この制度案に対しては、当初よりいくつもの問題点が指摘されていたとのことである。そして、それらの中

でも、本論が注目するのは、この案を具現化するにあたっては、「大学の事務職員組織内における位置付けが問題になり、大学や事務局側に潰される」²⁶⁾可能性があるとの懸念が表明されたという事実である。また、大庭自身も、この制度案に対して、「既存の大学職員制度との整合性が図られるかどうか疑問な点があった」²⁷⁾との見解を示している。すなわち、注目すべきは、司書職制度の実現にあたっては、司書の業務に高度な専門性があるか否かということよりも、むしろ、同じ組織に属する他の構成員との関係が問題になるということなのである。というのも、仮にそうであるなら、図書館を包括する全体機構の管理体制が、本来求められるような司書を中心とする組織体制の形成や、そうした組織の自律性を阻んでいる可能性があるということになるからである。

次に、かつて図書館員の問題調査研究委員会によって発表された『司書職制度を成立させるための要件』を例に、この問題を考えてみる。それらは、1. 自治体ごとに司書有資格者の採用制度が確立されていること、2. 本人の意思を無視した他職種への配転が行われないこと、3. ……司書独自の昇進の道が開かれていること、4. 館長および他の司書業務の役職者も原則として司書有資格者であること、5. ……研修制度が確立していること、6. 司書その他の職員の適正数配置の基準が設けられていることの6つである²⁸⁾。なお、この6要件は、元々公立図書館を念頭に作成されたものであるが、後に、「もっと範囲を広げて、大学図書館などをふくむ図書館一般の司書職制度として考え」²⁹⁾るため、「全館種の図書館に共通する司書職制度の要件として改め」³⁰⁾たものが発表されている。いずれにせよ、ここで提示された諸要件が満たされれば、たしかに、司書の専門職制度が確立したとみなすことも可能であろう。

しかしながら、この6要件が志向する対象は、いわゆる専門職の要件とはいささか別のところに向けられている。つまり、司書の専門性獲得という問題よりも、司書を雇用している上位組織をかなり意識した内容になっているのである。もちろん、そのこと自体に問題があるというのではない。けれども、ここで志向されているのは、高度な専門性に裏づけられた専門職制度というよりは、むしろ、それを保障する雇用条件の向上にあるといえる。すなわち、ここでも、司書の業務が実際に専門的であるか否かということよりも、司書を雇用する上位組織がそれを認めるか否かという点が問題とされているのである。

これまで、日本の図書館界では、司書の専門職化を進めるにあたり、教育や資格制度の改革を試みたり、外部に向けて専門性を訴えようとするなど、いわば、司書の自助努力によって解決しようとする姿勢をとり続けてきた。もちろん、そうした努力も大切であるには違いない。けれども、たとえば、専門的知識を持つ人にしかできない高度な業務を遂行しているのだとしても、そのことが必ずしも雇用条件の安定に結びつくわけではない。換言すれば、業務に専門性が必要とされることと専門職制度が確立していることは別の次元に存在しているのである。

実際、専門的知識が要求される業務を、非常勤、ないしは極端な場合にはボランティアや無給で行うことも理論的には可能である。そして、最近では、専門的知識を持つ意欲あふれる嘱託職員が多く雇用されたことで、サービスの質が向上したとの事例も現に報告されている³¹⁾。つまり、たしかに高度な専門性を持つことは重要であるものの、専門職化を進める上で現実問題となっているのは、司書集団が専門職組織として上位組織からの自律性を獲得していない

こと、それどころが、その中に埋没していることにあるといえるのではないだろうか。すなわち、図書館を全体機構の力学から離脱させることができなければ、真の意味で司書の専門職制度を確立させることなど不可能だとさえいえよう。

司書の専門職化を阻んでいるのは、司書が図書館という組織に所属せざるを得ないこと、つまり、雇用専門職であることでもなければ、図書館全体が官僚的に組織されていることでもない。むしろ、問題は、そもそも図書館が、司書を中心とする自律的な官僚的組織として形成されていないこと、つまり、全体機構に組込まれた一つの下部組織としてのみ存立しているか、ひどい場合には、全体機構の中に埋没してしまっている点にある。その結果、司書は、図書館専門職団体や図書館情報学ではなく、上部組織の論理を意識せざるを得ない。すなわち、少なくとも日本の場合、司書は、司書職集団ではなく、その上位組織に管理されているのが現状であり、そのことが、図書館の自律性を奪い、ひいては司書の専門職化を阻んでいるのではないかと考えられるのである。

おわりにかえて

今からおよそ3年前、『図書館界』誌上で、「大学図書館連合体」なる考え方が提案された。すなわち、「すべての国立大学に置かれている附属図書館を、それぞれの大学からいったんは切り離し、連合体を形成したうえで各大学に『支部』を設定する方策」³²⁾である。たしかに、校條が述べるように、この提案は、「現在の常識で考えると、……空想に近い提案だと思うのが普通かも知れ」³³⁾ない。実際、この論文に対する検討会では、「戦略的道筋が見えない」³⁴⁾など、具体的方策を記していないことや、現状との乖離を指摘した反論がだされたようである。しかしながら、仮にこの連合体が実現すれば、雇用団体ではなく、図書館団体に帰属意識を持つ、換言すれば、上位組織ではなくて専門職組織にコミットする、いわゆる専門職性の理念が具現化されるのではないかと考えられるのである

注

- 1) 例えば、以下に挙げる60年代、70年代、そして90年代の文献にも、それぞれの時点において、司書をめぐる専門職論が盛んに議論されていたとの事態が指摘されている。
 福田誠「図書館員を電話交換機でおきかえられるか」『図書館雑誌』60(2), 1966.2, p. 64; 天野善雄「図書館員の専門性とは何か」『KULIC』7, 1974.11, p. 20; 三上強二「図書館員の専門性」『現代の図書館』33(3), 1995.9, p. 207.
- 2) 全国国立大学図書館長会議編『大学図書館の業務分析』日本図書館協会, 1968, 209p; 大庭一郎「『大学図書館の業務分析』: 日本の大学図書館における専門的職務と非専門的職務の分離の試み」『図書館学会年報』44(1), 1998.3, p. 32-48.
- 3) なお、この連載特集は、第5回目より、名称を変更している。
 「連載特集・図書館員とは何か」『図書館雑誌』60(1-4), 1966.1-4, p. 6-13, 16-23, 44-56, 58-64, 86-101, 128-140, 142-144; 「図書館員シリーズ」『図書館雑誌』60(5-11), 1966.5-11, p. 174-186, 214-223, 225-233, 254-266, 317-326, 328-338, 358-373, 394-417, 444-447, 450-454.
- 4) 「全国図書館大会・図書館員の問題研究部会の記録」『図書館員の専門性とは何か: 委員会の記録』日本図書館協会図書館員の問題調査研究委員会編、日本図書館協会, 1976, p. 180-186.
- 5) 田中隆子「第12部会 図書館員の問題研究(昭和47年度全国図書館大会ハイライト)」『図書館雑誌』

- 67(2), 1973.2, p. 61.
- 6) 図書館員の問題調査研究委員会「図書館員の専門性とは何か：いまこそ協会の出番」『図書館雑誌』64(5), 1970.5, p. 213；図書館員の問題調査研究委員会「新しい年への展望：46年度事業計画」『図書館雑誌』65(3), 1971.3, p. 163. 他
- ただし、細かい表現については、それぞれの文献で多少異なる。
- 7) 図書館員の問題調査研究委員会「図書館員の専門性とは何か：委員会の中間報告」『図書館雑誌』64(11), 1970.11, p. 528-530；図書館員の問題調査研究委員会「図書館員の専門性とは何か その現実と課題：社会教育法改正に関連して：続・委員会の中間報告」『図書館雑誌』65(11), 1971.11, p. 582-587；図書館員の問題調査研究委員会「図書館員の専門性とは何か：委員会の中間報告・Ⅲ」『図書館雑誌』66(11), 1972.11, p. 548-551.
- 8) 図書館員の問題調査研究委員会「図書館員の専門性とは何か（最終報告）」『図書館雑誌』68(3), 1974.3, p. 104-111.
- 9) 稲葉誠也「図書館員の専門性について」『中部図書館学会誌』16(2), 1974.12, p. 14.
- 10) 社会学等の分野で研究されてきた専門職概念を念頭に、専門職の要件や特徴を述べたり検討している例としては、例えば以下の文献を挙げることができる。
- 室伏武「司書職論に関する序説」『図書館学会年報』12(1), 1965.8, p. 22-35；上田格「図書館員養成制度のあり方：主としてその発展過程について」『図書館界』21(6), 1970.3, p. 208-214；古賀節子「司書職をめぐる専門職意識について」『図書館学会年報』23(1), 1977.6, p. 1-6；大城善盛「『専門職』に関する一考察：大学図書館司書の専門職化研究(3)」『図書館界』31(3), 1979.9, p. 236-242.
- その他、明らかに社会学的な意味での専門職の概念を採用している記述が見つかるものとしては、例えば以下の文献を挙げることができる。
- 石塚栄二「図書館員の倫理」『図書館界』22(1), 1970.5, p. 2-8；室伏武「司書職制度論」『図書館界』24(6), 1973.3, p. 251-257；石塚栄二「プロフェッションと司書職制度」『図書館雑誌』72(11), 1978.11, p. 545-547；津田良成「司書職とプロフェッション」『図書館雑誌』72(11), 1978.11, p. 548-550；久保輝巳『公共図書館職員論』八千代出版, 1983, p. 1-39；薬袋秀樹「日本図書館協会図書館員の問題調査研究委員会『図書館員の専門性とは何か（最終報告）』（1974）の批判的考察」『図書館学会年報』41(1), 1995.3, p. 1-16.
- 11) Gardner Hanks and C. James Schmidt, "An Alternative Model of a Profession for Librarians," *College & Research Libraries*. 36, May 1975, p. 175-187.
- 12) Pierce Butler, "Librarianship as a Profession," *The Library Quarterly*. 21, Oct. 1951, p. 237.
- 13) William J. Goode, "The Librarian: from Occupation to Profession?," *The Library Quarterly*. 31, Oct. 1961, p. 306-320.
- 14) Philip H. Ennis, "Seven Questions about the Profession of Librarianship: Introduction," *The Library Quarterly*. 31, Oct. 1961, p. 299-305.
- 15) John North, "Librarianship: a Profession?," *Canadian Library Journal*. 34, Aug. 1977, p. 253-257.
- 16) Amitai Etzioni, "Preface," *The Semi-Professions and Their Organization: Teachers, Nurses, Social Workers*. ed. Amitai Etzioni, N.Y., The Free Press, 1969, p.v-xviii.
- 17) Richard L. Simpson and Ida Harper Simpson, "Women and Bureaucracy in the Semi-Professions," 前掲16, p. 196-265.
- 18) Mary Lee Bundy and Paul Wasserman, "Professionalism Reconsidered," *College and Research Libraries*. 29, Jan. 1968, p. 5-26; Thomas Gwinup. "The Failure of Librarians to Attain Profession: the Causes, the Consequences, and the Prospect." *Wilson Library Bulletin*. 48, Feb. 1974, p. 482-490.
- 19) W. Richard Scott, "Reactions to Supervision in a Heteronomous Professional Organization," *Administrative Science Quarterly*. 10, 1965, p. 65-81.

- 20) Richard H. Hall, "Professionalization and Bureaucratization," *American Sociological Review*. 33, Feb. 1968, p. 92-104.
- 21) J. Kenneth Benson, "The Analysis of Bureaucratic-Professional Conflict: Functional versus Dialectical Approaches," *The Sociological Quarterly*. 14, Summer 1973, p. 376-394; Burton R. Clark, "Organizational Adaptation to Professionals," *Professionalization*. eds. Howard M. Vollmer & Donald L. Mills, Englewood Cliffs, New Jersey, Prentice-Hall, 1966, p. 282-291.
- 22) Beverly P. Lynch, "Libraries as Bureaucracies," *Strategies for Library Administration: Concepts and Approaches*. eds. Charles R. McClure and Alan R. Samuels, Littleton, Colo., Libraries Unlimited, 1982, p. 41-49.
- 23) Helen Howard, "Organization Theory and its Applications to Librarianship," *Library Trends*. 32, Spring 1984, p. 477-493.
- 24) Celia Davis, "Professionals in Bureaucracies: the Conflict Thesis Revisited," *The Sociology of the Professions: Lawyers, Doctors and Others*. eds. Robert Dingwall and Philip Lewis, London, Macmillan, 1983, p. 177-194.
- 25) なお、図書館業務を分析する試みは90年代後半に再び盛んとなり、例えば、日本図書館協会でも2000年に『公共図書館の業務分析』および『大学図書館の業務分析』を発表している。
大庭一郎「日本図書館協会と図書館問題研究会の職務区分表：日本の公共図書館における専門的職務と非専門的職務の分離の試み」『図書館界』54(4), 2002.11, p. 184-197.
- 26) 大庭一郎, 前掲 2, p. 39.
- 27) 大庭一郎, 前掲 2, p. 39.
- 28) 日本図書館協会図書館員の問題調査研究委員会編『すべての公共図書館に司書の制度を』日本図書館協会, 1984, p. 10-11.
- 29) 久保輝巳『図書館司書という仕事』ペリかん社, 1986, p. 96.
- 30) 前掲29
- 31) 手嶋孝典「町田市立図書館が嘱託員制度を導入するまで」『ず・ぼん』6, 1999.12 <http://www.pot.co.jp/zu-bon/zu-06/zu-06_142.html>. [引用日：2004-06-01]
- 32) 柴田正美「いつまでも『附属でよいのか』：独法化構想で迫られる変容」『図書館界』53(2), 2001.7, p. 52.
- 33) 校條善夫「気分をスッキリさせる改革案：柴田正美『いつまでも『附属』でよいのか』について」『図書館界』53(5), 2002.1, p. 496.
- 34) 北克一「論文検討会要旨：柴田正美『いつまでも『附属』でよいのか』」『図書館界』53(5), 2002.1, p. 493.